

## 日本ロゴセラピスト協会と論集

## 日本ロゴセラピスト協会規約

### 1. 名称

本会は「日本ロゴセラピスト協会」と称する。

### 2. 目的および事業

本会は日本におけるロゴセラピストの研鑽とロゴセラピーの普及を目的に、以下の事業を行う。

- 1) ロゴセラピスト講演会（公開）を年に1回主催し、ロゴセラピストの研究発表と相互の意見交換の場を提供する。
- 2) 正会員の事例研究を主な内容とする日本ロゴセラピスト協会論集の定期的な刊行。
- 3) 海外の研究者、研究所などとの交流。
- 4) ウィーン研修旅行の計画ならびに実行。

### 3. 会長、名誉会員、正会員、準会員および賛助会員

- 1) 初代会長は南ドイツ・ロゴセラピー研究所認可ロゴセラピスト勝田茅生とする。
- 2) 名誉会員は、日本におけるロゴセラピーの普及に貢献し、会長もしくは正会員の推薦を受け、会長ならびに事務局長の承諾を得た者とする。
- 3) 正会員は、勝田茅生が日本で開くロゴセラピー入門ゼミナールを受講後、C級ロゴセラピスト資格試験に合格し、スーパービジョン課程を修了してB級ロゴセラピスト資格を取得した者とする。
- 4) 準会員は、ロゴセラピー入門ゼミナールを受講後、C級ロゴセラピスト資格試験に合格した者とする。
- 5) 賛助会員は、ロゴセラピー入門ゼミナールに参加したことのある者で、ロゴセラピーに理解と関心を持ち、本協会の運営を支援する志を持つ者とする。

### 4. 会費

本協会運営のために会費を徴収する。会費は1口1,000円とし、正会員は毎年3口以上、準会員は2口以上、賛助会員は1口以上を事務局に納